

# 令和8年度税制改正の主な経済産業関連税制

## 国内投資/イノベーション投資促進・産業基盤整備関連

### 1 大胆な投資促進税制の創設

改正  
内容

原則全ての業種を対象に、投資利益率15%以上、かつ投資下限額35億円（中小企業者等は5億円）以上の投資計画に含まれる対象設備に対し、即時償却または税額控除7%（建物、建物附属設備及び構築物は4%）を予見可能性のある長期間(計画提出期間3年、措置期間最大5年)措置します。

※投資計画における対象資産毎に即時償却または税額控除を選択可能（例：工場建屋は即時償却、機械装置やソフトウェアは税額控除を適用）

### 2 研究開発税制の拡充・延長等

改正  
内容

AI・量子・バイオ等の我が国の戦略技術領域について、①事業者自らの研究開発を促進する「戦略技術領域型（控除率40%）」、②そのうち、特に高い研究力等を持つ研究拠点とのオープンイノベーションを促進する「大学拠点等強化類型（控除率50%）」を創設するとともに、③「戦略技術領域型」（「大学拠点等強化類型」を含む）に対する「繰越控除措置（3年間）」を創設します。

### 3 オープンイノベーション促進税制の拡充・延長等

改正  
内容

**【制度概要】**スタートアップ企業の新規発行株式を取得する場合（新規出資型）、50%超の発行済株式を取得する場合（M&A型）に株式の取得価額を所得控除（25%）する制度

M&A型にマイノリティ取引（3年内に議決権の過半数を超えることが見込まれる、50%以下の発行済株式の取得）を対象化等した上で適用期限を2年間延長します。

### 4 車体課税の抜本見直し

改正  
内容

米国関税措置の自動車産業への影響を緩和し、国内市場の活性化を図るとともに、取得時における負担を軽減、簡素化するため、環境性能割を令和8月31日をもって廃止します。エコカー減税は、減免区分の基準を引き上げた上で、2年間延長します。

※自動車税及び軽自動車税の重量及び環境性能に応じた税負担の仕組み・EV、PHEVについて、重量に応じた一定の負担の具体的な税率は令和9年度税制改正で結論を得る。

### 5 産業用地整備促進税制の創設

改正  
内容

産業用地確保に向け、自治体と連携した民間事業者による産業用地整備における土地譲渡所得にかかる所得税等を軽減（譲渡所得2,000万円以下の部分の適用税率を20%→14%）する措置を創設します。

### 6 再エネ発電設備に係る特例措置の拡充・延長

**【制度概要】**再エネ発電設備に対する固定資産税を、運転開始から3年間最大50%軽減する制度

改正  
内容

地域と共生した国産再エネの普及拡大を図るため、ペロブスカイト太陽電池（固定資産税を最大33%→50%軽減）及び洋上風力（固定資産税を最大33%→40%軽減）に対する軽減措置の拡充を行った上で、すべての発電設備について税制の適用期限を3年間延長します。

# 令和8年度税制改正の主な経済産業関連税制

## 中小企業関連・地域経済の活性化

### ①事業承継税制(法人版/個人版)に係る特例承継計画の期限延長等

**【制度概要】** 事業承継時の贈与税・相続税負担を実質ゼロとする制度

改正  
内容

法人版(特例措置)及び個人版事業承継税制について、特例承継計画等の提出期限の延長  
(法人版:令和8年3月末→令和9年9月末、個人版:令和8年3月末→令和10年9月末)を行います。また、事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討します。

### ②インボイス制度の定着に向けた所要の措置

- 免税事業者からの仕入に関する特例(8割控除)について、控除可能割合の引下げペース・幅を緩和し、最終的な適用期限を令和13年9月末まで延長します。
- インボイス発行事業者となった小規模事業者の中、個人事業者については、納税額を売上税額の3割とする経過措置を、さらに2年間に限り講じます(令和9年・10年分申告において利用可能)。

改正  
内容

### ③中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長等

**【制度概要】** 中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に取得時に全額損金算入を認める制度

改正  
内容

30万円の基準額を40万円に引き上げる等の必要な措置を講じたうえで、適用期限を3年間延長します。

### ④食事支給に係る所得税非課税限度額の見直し

**【制度概要】** 企業が従業員に支給する食事のうち、従業員が食事価額の50%以上を負担し、企業負担価額が月額3,500円(税抜)以下の場合、企業負担額を従業員の所得税計算上非課税とする制度

改正  
内容

物価上昇や従業員の平均的なランチ代の実態を踏まえ、非課税限度額を引き上げます。  
(月額3,500円(税抜)→月額7,500円(税抜))。

※社員食堂だけでなく、社内に設置した冷蔵庫に惣菜を設置する「置き型社食」や近隣の飲食店等で使用できる「電子クーポン」でも本制度の利用が可能です。